令和２年度　事 業 計 画

Ⅰ　基本方針

令和元年 10 月 1 日現在、我が国の総人口は 1 億 2,616 万 7 千人となっています。平成 22 年以降徐々に減り始めた人口はその減少率を増し、令和元年版高齢社会白書によると、令和 35 年には 1 億人を割り込む見込みです。しかも人口の絶対数が減っていくだけでなく、高齢化もさらに進展すると予想されており、人口減と高齢化率の上昇により、人手不足が今後さらに深刻になるとみられ「一億総活躍社会」の実現が急務となっています。

そのような社会情勢の中、高齢者は重要な社会の担い手と位置づけられ、多様な就労ニーズに応えるべく、シルバー人材センターが果たすべき役割はますます重要さを増すものと考えています。

令和２年度事業計画においては、令和元年度に引き続き「第２次会員 100 万人達成計画」を推進すべく、会員拡大を重点課題として位置づけ、より一層の入会促進、仕事の提供に限らないセンターの多様な魅力の創出、女性会員の増強と活躍の場の創出、退会会員の抑制などに取り組みます。

就業機会の拡大は、会員数の増加に応じて多様な就業ニーズや働き方に対応した事業の開拓に努めるとともに、人手不足分野での就業支援に取り組みます。特に女性会員が活躍できる子育て支援分野での就業機会確保に重点を置き、事業実績の拡大を目指します。

安全・適正就業については、「安全・適正就業対策基本計画」に基づき、安全就業及び適正就業を推進し、安全・安心に就業できる環境づくりに取り組みます。

昭和 55 年 10 月に当センターが高齢者事業団として設立され、本年は 40 年という節目の年となります。基本理念である「自主・自立、共働・共助」を堅持しつつ、高齢者の生きがいの充実と地域社会への貢献に努め、会員及び市民の皆様に信頼されるセンターとして、50 年の節目を目指して歩んでいきます。

Ⅱ　事業計画目標

１　会　員　数　　１，３００人

２　就業延人員　　１４４，０００人日

３　契 約 金 額　　６億２，８００万円

(1) 請負・委任事業　　５億５，８００万円

(2) 労働者派遣事業　　７，０００万円

Ⅲ 事業実施計画

１　会員拡大を推進

「第２次会員100万人達成計画」に基づく会員拡大を重点課題として取り組みます。

(1) 会員の加入促進のため、普及啓発活動を強化・実施

ア　会報紙「シルバーふじ」や「広報ふじ」など市広報紙の活用

イ　公共施設等に会員募集チラシを配架

ウ　技能フェスティバル等各種イベントへの参加

エ　富士市、企業、町内会、ＮＰＯ法人など関係団体と連携し、情報の収集・提供

オ　地方紙への広告掲載による入会説明会のＰＲ

カ　シルバー人材センター事業普及啓発促進月間におけるＰＲ活動を実施

(2) 会員一人ひとりによる身近な高齢者に声掛け活動の実施

(3) 会員による入会勧誘の活動に「シルバーポイント制度」の活用

(4) 女性会員組織化のための女性部会の創設

(5) 出張形式による入会説明会の開催

(6) 会員継続を促進するため「ゴールド会員制度」の活用

(7) ＰＤＣＡサイクルによる会員数の目標管理

(8) 高齢者活躍人材確保育成事業の活用

(9) 設立40周年事業を通じた会員拡大の取組の実施

２　就業機会の拡大

会員の就業ニーズに応じた就業機会の拡大に努め、人手不足分野の就労支援に取り組みます。

(1) 就業機会創出員の活用による、就業開拓の拡大

(2)「シルバーポイント制度」を活用した就業開拓

(3) 人手不足分野における就業開拓

ア 子育て支援事業及び高齢者生活援助サービス事業の推進

イ 介護予防・日常生活支援総合事業（健康づくりヘルパー）の推進

(4) 空き家管理サービス事業の推進

(5) インターネットによる就業機会に関する情報の提供

(6) 安全・適正就業に関する調査の実施

(7)「会員なんでも相談日」の設置

(8) 女性会員が活躍できる就業機会の開拓

３　労働者派遣事業と職業紹介事業の取組

発注者から指揮命令を受ける場合や従業員との混在作業など請負・委任で受注の困難な業務は、公益社団法人静岡県シルバー人材センター連合会と連携して労働者派遣事業を展開し、会員の知識や経験を活かして就業機会を拡大するとともに適正就業及び「働き方改革」の徹底・確立を図ります。

また、求人者と求職者の雇用の成立を斡旋する職業紹介事業を推進します。

４　自主的組織運営の推進

(1) 部会・委員会の機能の充実及び活性化と組織間の連携強化

(2) 支部・地域班活動の充実に向けた支援

(3) 職群班の拡充・強化

(4) 各種ボランティア活動など積極的な社会貢献の推進

５　安全・適正就業の推進

就業中及び就業途上の事故発生を未然に防止するとともに適正就業の徹底・確立を図ります。また、安全・適正就業対策基本計画を見直し、令和３年度から令和５年度を対象期間とする計画を策定します。

(1)「安全・適正就業対策基本計画」に基づく実施計画の推進

ア　事故防止のため安全講習会などの実施

イ　健康診断受診の奨励

ウ　事故発生の原因究明と対策の強化

エ　安全標語の募集を通じた安全意識の高揚

オ　就業現場での安全確認及び安全保護具の着用の徹底

カ　安全意識向上のため「安全ニュース」を定期的に発行

(2) 安全・適正就業強化月間（７月）を中心に安全・適正就業普及啓発活動の実施

(3) 安全・適正就業推進員及び安全・適正就業パトロール指導員による安全・適正就業の指導

(4)「緑十字無災害記録表」の設置による安全意識促進

(5)「適正就業ガイドライン」を活用するとともに会員・発注者へ配布・周知

６　財政基盤の強化と運営体制の充実

公益社団法人として、公益性、法令遵守を重視し、富士市、全国シルバー人材センター事業協会、静岡県シルバー人材センター連合会及びハローワークと連携・協力を強化するとともに会員のセンター運営参画を推進します。

(1) 自主財源及び補助金の確保

(2) 事務の効率化による経費の削減

(3) 事業に関する情報の収集・提供